

覚 書

公益財団法人東京2025世界陸上財団(以下「世界陸上財団」という。)、公益財団法人日本陸上競技連盟(以下「日本陸連」という。)、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構(以下「J-Fairness」という。)及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)は、2025年9月13日から9月21日に東京都で開催される世界陸上競技選手権大会(以下「本大会」という。)において実施する競技会におけるドーピング検査(以下「本検査」という。)に関して、以下のとおり覚書を締結する。

第1条(目的)

本覚書は、本検査における、四者(世界陸上財団、日本陸連、J-Fairness 及び JADA をいう。以下同じ。)の役割及び費用の負担に関し定めることを目的とする。

第2条(検査管轄機関・結果管理機関・検体採取機関)

本検査は、World Athletics から委託された Athletics Integrity Unit(以下「AIU」という。)が検査管轄機関及び結果管理機関となり、JADA は検体採取機関となる。

第3条(役割)

本検査に係る業務に関する四者の役割は、次のとおりとする。

1) 世界陸上財団

- ① 本検査に係る業務について、日本陸連と連携の上、AIU との調整にあたる。
- ② 本大会の主管者として、AIU から本検査の計画(以下「検査計画」という。)に関する情報を2024年9月15日までに入手し、J-Fairness 及び JADA へ速やかに共有する。
- ③ 本大会の会場におけるドーピング検査関連施設(設備を含む。)の確保、血液検査に必要な診療所登録及び検査現場でのシャペロンの確保等を行う。
- ④ JADA と連携し、血液検査実施に必要な指示医師等の確保について協力する。
- ⑤ J-Fairness に加盟するとともに、J-Fairness に対し、本検査の実施を委託する。

2) 日本陸連

- ① 本検査に係る業務について、世界陸上財団と連携の上、AIU との調整にあたる。
- ② 本大会の主管者として、本検査が円滑に遂行できるよう世界陸上財団、J-Fairness、JADA と連携を図る。特に世界陸上財団と連携の上、AIU から検査計画に関する情報を入手し、J-Fairness 及び JADA へ速やかに共有する。

3) J-Fairness

- ① J-Fairness が主催するアンチ・ドーピング体制審議委員会(以下「アンチ・ドーピング体制審議委員会」という。)において、本大会における本検査も含めた、国内のドーピング検査についての基本方針(検査の規模と内容)を決定し、当該基本方針を

JADA に伝えるとともに、J-Fairness が実施するドーピング検査事業として、本検査に係る業務を JADA へ委託する。

- ② 本検査の実施にあたり、その費用については、独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興くじ助成金を活用する。

4) JADA

- ① 本検査において、検体採取機関としての役割を担う。
- ② 検査管轄機関である AIU 又は AIU から委託された第三者の指示のもと、検査計画に従った検体採取を行う。
- ③ 検体採取に必要な検査物品の調達及び検査運営に係る事前準備を行うとともに、検査当日の検査員（ドーピング・コントロール・オフィサー、ブラッド・コレクション・オフィサー及びサンプル・コレクション・オフィサー）の派遣及び検査運営（検体の分析機関への搬送業務を含む。）の役割を担う。
- ④ JADA は、検査運営の準備段階から AIU 又は AIU から委託された第三者との間で緊密な連携を図り、上記役割を担うものとする。

5) その他

- ① 世界陸上財団は J-Fairness に加盟するとともに、日本陸連、JADA 及び J-Fairness と連携・協力の上、検査の費用に係る財源の確保のため、関係機関との調整・折衝にあたる。
- ② 世界陸上財団から、JADA が定める期間までに検査計画が提示されない場合は、本検査は J-Fairness が実施するドーピング検査事業の対象外となり、本覚書に基づく本検査は実施されないことを相互に了承する。

第4条（費用の負担）

- 1) 本検査の実施に係る費用（以下「本費用」という。）については、アンチ・ドーピング体制審議委員会が定める基本方針及び検査計画に基づき、同委員会が決定する。また、J-Fairness は、本費用に基づき分担金の概算額を決定し、これを世界陸上財団に通知する。
- 2) J-Fairness は、世界陸上財団に対し分担金の概算額を2025年3月31日までに請求するものとし、世界陸上財団はこれを2025年4月30日までに J-Fairness に支払うものとする。
- 3) JADA は、実際に使用された本費用（以下「実費用」という。）を本大会終了後速やかに J-Fairness に請求し、その支払いを受けるものとする。
- 4) J-Fairness は、実費用が確定次第、実費用に基づく分担金の検証を行い、差額が発生した場合、世界陸上財団と協議を行い、調整額の確定後、速やかに世界陸上財団に通知し、2026年2月28日までに世界陸上財団への入金手続きを完了させる。

第5条(無効)

本費用について、スポーツ振興くじ助成対象外となった場合は、本覚書は無効とする。

第6条(有効期間)

本覚書の有効期間は、2024年8月21日から2026年3月31日までとする。

第7条(機密保持)

- 1) 四者は、本覚書の履行に際して知り得た個人情報や法人の秘密情報、公共の安全に支障を及ぼすおそれのある秘密情報(公開されたものを除く。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として取り扱い、各々の書面による事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。
- 2) 四者は、開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人(秘密情報を知得後退職した者を含む。)に対し、本条に定める機密保持の遵守を徹底させるものとする。
- 3) 四者は、開示された秘密情報の機密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物(以下「秘密情報資料」という。)について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理しなければならない。
- 4) 四者は、機密保持に関する義務違反又は義務を怠った相手方に対し、損害賠償等の措置を行うものとする。

第8条(協議事項)

本覚書に定めのない事項に関しては、四者において協議の上、決定するものとする。

成立の証として、本覚書4通を作成し、四者において記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2024年8月21日

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 5階
公益財団法人東京2025世界陸上財団
事務総長 武市 敬

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階
公益財団法人日本陸上競技連盟
事務局長 鈴木 英穂

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 8階
一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構
事務局長 高橋 建志

東京都文京区小石川1-12-14 日本生命小石川ビル4階
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
事務局長 綾部 吉也